

「第三次山口県地域福祉支援計画」の概要

1 計画策定の趣旨

本県ではこれまで、2次にあたる「山口県地域福祉支援計画」に基づき、地域福祉の推進に関する施策を総合的に展開し、概ね順調に推移しているが、高齢化の更なる進行や地域のつながりの希薄化など、地域福祉が抱える課題が一層深刻化しており、こうした課題に的確に対応するため、「第三次山口県地域福祉支援計画」を策定した。

2 計画の位置づけと役割

- 社会福祉法第108条の規定に基づく「地域福祉支援計画」（策定は県の努力義務）
- 県民、民間団体、市町、県等がそれぞれの役割に基づいて取り組むべき地域福祉活動の基本的方向を示すもの

3 計画の期間

平成25年度～平成29年度（5年間）

4 計画のポイント

- 多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、**一層の相談支援体制の整備・充実及び関係機関等による相互連携の強化**を図る。
- 地域のつながりが希薄化する中、**住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、重層的な見守り・支え合い体制の整備**を図る。
- 近年、自然災害が多発する状況に鑑み、**災害時における要援護者に対する支援体制の強化**を図る。
- 住民だけでは対応が困難な課題を効率的・効果的に解決するため、**企業や社会福祉法人等、多様な主体による社会貢献活動の促進**を図る。

5 計画の要旨

(1) 基本目標

地域福祉を取り巻く環境の変化を踏まえ、本計画の基本目標を次のとおりとする。

すべての人が年齢、性別、障害の有無等に関わりなく、個人として尊重され、住み慣れた地域の中でお互いに見守り、支え合い、安心していきいきと暮らしていける社会の実現

(2) 基本方向

基本目標の実現に向けて、3つの基本方向に沿った取組を進める。

- ◆ 地域福祉サービスの基盤づくり
- ◆ 共に見守り、支え合う地域づくり
- ◆ 地域福祉を担う人づくり

(3) 施策体系

〈基本方向1〉 地域福祉サービスの基盤づくり

- (1) 多様なニーズに応じたきめ細かなサービスの提供
 - 在宅・居住系サービスの充実
 - サービスの質を高める制度の充実
 - 成年後見制度等の利用促進
 - フォーマルサービスとインフォーマルサービスの一体的提供
- (2) 相談支援体制の整備・充実
 - **新** 一元的な相談支援体制の整備
 - 広域的・専門的相談支援体制の充実
- (3) **新** 相互連携の強化
 - 関係機関や担い手同士等の相互連携の強化
 - 個人情報に配慮した情報の共有化
- (4) ユニバーサルデザインの推進
 - ユニバーサルデザインの推進

〈基本方向2〉 共に見守り、支え合う地域づくり

- (5) 地域住民相互による福祉活動の促進
 - 小地域における福祉活動の充実
 - **新** 身近な地域における重層的な見守り・支え合い体制の整備
 - **新** 災害時における要援護者に対する支援体制の強化
- (6) ボランティアやNPO等の活動の促進
 - ボランティア参加者の掘り起し・育成
 - NPO等多様な主体による地域福祉の推進
- (7) **新** 多様な主体による社会貢献活動の促進
 - 企業等による社会貢献活動の促進
 - 社会福祉法人による地域貢献活動の促進
- (8) 意識啓発の推進
 - 福祉意識の醸成
 - 「寄附文化」の醸成

〈基本方向3〉 地域福祉を担う人づくり

- (9) サービスを担う人材の確保
 - 福祉人材の養成・確保
 - 福祉人材の資質向上
 - 魅力ある福祉の職場づくり
- (10) 地域福祉活動を担う人材の育成・確保
 - 活動の要となる人材の育成
 - 活動を支える担い手の確保

6 計画の推進・点検

市町、関係団体、地域住民等と連携し、計画の着実な推進を図るとともに、計画に掲げた施策の推進状況や指標の達成度について定期的に点検しながら分析・評価を行い、適切な進行管理を実施する。